

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市定期予防接種県外接種費用補助金
補助事業等の 目 標	保護者の里帰り出産等のやむを得ない理由で定期予防接種を長野県外の医療機関（以下「県外医療機関」という。）において受けた場合の費用を補助することにより、定期予防接種の接種率の向上を図り、感染症のまん延を予防する。
補助事業等の 対 象 者	市内に住所を有するA類疾病に係る定期予防接種の対象者であって、保護者の里帰り出産等のやむを得ない理由により県外医療機関において当該定期予防接種を受けることが適当であると認められる者
補助対象経費	県外医療機関において受けたA類疾病に係る定期予防接種費用
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	補助対象経費の額とし、市が一般社団法人長野県医師会と契約した予防接種市町村間相互乗入れ業務委託書に定める委託契約単価を上限とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 定期予防接種の高い接種率を維持して感染症のまん延を予防するためには、補助を行うことが必要不可欠であるため
補助事業等の 評 価	
補助事業等の 開 始 時 期	平成30年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 定期予防接種の高い接種率を維持して感染症のまん延を予防するためには、継続して補助を行うことが必要不可欠であるため
情 報 の 公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページに公表する。
そ の 他	この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 定期予防接種 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する定期の予防接種をいう。 (2) A類疾病 法第2条第2項に規定するA類疾病をいう。
提 出 書 類	補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市定期予防接種県外接種費用補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 県外医療機関が発行した領収書の原本 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。

担 当 部 署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康予防係
---------	-----------------------

平成30年 3月16日 制定（平成30年 4月 1日 施行）